

令和5年度 歳末たすけあい事業申請のご案内

美浦村社会福祉協議会では、“みんなで支えあうあたたかい地域づくり”を目的とした令和5年度歳末たすけあい事業を下記の通り行います。全て自己申請となりますので、ご希望の方は申請をお願い致します。

①「猫の手貸します」 シルバー人材センター利用券贈呈事業

内 容	年末の大掃除等が困難な世帯を支援するため、掃除や障子の張り替え等を行っているシルバー人材センターの利用券(3,000円分)を贈呈いたします	
対 象 者	<p>次の(1)と(2)の両方の条件に該当している、美浦村にお住まいの世帯</p> <p>(1) 令和5年10月1日時点で美浦村に9ヶ月以上居住し世帯全員の住民税が非課税</p> <p>(2) 次にあげる世帯条件のいずれかに該当する世帯 (2つ以上該当する場合でも利用券は3,000円分です)</p> <p>ア、生年月日が昭和29年(1954年)4月1日以前で、同一敷地内に親族が居住していないひとりぐらし高齢者世帯</p> <p>イ、要介護4以上の方が在宅で生活している世帯</p> <p>ウ、以下の重度障がい者が在宅で生活している世帯</p> <p>①身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方②内部障がいによって身体障害者手帳3級の交付を受けている方③療育手帳(判定A以上)の交付を受けている方④療育手帳(判定B)の交付を受けている方で、身体障害者手帳3級の交付を受けている方⑤障害年金1級の受給権者⑥特別児童扶養手当1級の支給対象の児童⑦精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方</p> <p>※次にあげる世帯条件のいずれかに該当する世帯は申請できません</p> <p>(1) 生活保護受給</p> <p>(2) 施設入所や長期入院等の理由で、対象となる方が6ヶ月以上在宅でない</p> <p>(3) 村税等に滞納がある</p>	
申請方法	<p>申請書に必要事項を記入し、下記の書類を添えて社会福祉協議会へ提出してください(郵送可)</p> <p>イ、「要介護4以上の方が在宅で生活している世帯」は介護保険証のコピー</p> <p>ウ、「以下の重度障がい者が在宅で生活している世帯」の場合は、証明できる手帳等のコピー</p>	
贈呈方法	12月末日までに贈呈いたします	注意事項 利用券の第三者への譲渡はできません
<p>下記の事業についてはQRコード先のページでご確認ください</p> <p>②「サンタが美浦にやってくる」クリスマスプレゼント贈呈事業</p> <p>③歳末地域見守り・つながり活動助成事業</p> <p>④高齢者祝賀事業 ⑤いきいき福祉映画上映事業</p>		



申請期間 令和5年 10月2日(月)～11月30日(木)

(期日厳守：郵送の場合は当日必着)

- 申請の種類によって、村税課税状況および納付状況、居住状況ならびに児童扶養手当/特別児童扶養手当受給状況の照会についての同意が必要となります
- 身体が不自由などの理由で申請が困難な場合、社会福祉協議会へご連絡ください
- 利用券等の金額は予定であり、状況により増減する場合があります

裏面は①「猫の手貸します」 シルバー人材センター利用券贈呈事業の申請書です